

平成19年第4回定例会
総務企画委員会環境商工委員会農林水産委員会
連合審査会説明資料

条例

第135号議案 茨城県森林湖沼環境税条例 関係

○森林湖沼環境税の導入について	-----	1
○県民意見募集結果の概要	-----	3
○新税で取り組む施策（森林の保全・整備）	-----	4
○新税で取り組む施策（霞ヶ浦等湖沼・河川の水質保全）	-----	7
○参考資料編	-----	13

平成19年12月12日

総務部
生活環境部
農林水産部

森林湖沼環境税の導入について

総務部
生活環境部
農林水産部

1 目的

- 森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の公益的機能を発揮させるための取組を緊急かつ確実に推進するための財源の確保
- 県民が森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の公益的機能の重要性を再認識し自ら支えていく意識の高揚

2 課税方式

- 県民税均等割の超過課税方式

3 税率

- 個人
個人県民税均等割（現行：年1,000円）に、年額+1,000円
- 法人
法人県民税均等割（現行：資本金に応じ年2万円から80万円の5段階）に、年額+10%

4 納税義務者数及び税収見込み

- 納税義務者数（平成18年度課税ベース）
個人 約 135万人
法人 約56,000社
- 税収見込み
平年度で概ね16億円

5 課税期間

- 平成20年度から5年間
（事業の進捗状況，社会経済情勢の変化等を踏まえて見直し）

6 税収の用途

- 森林環境の保全・整備
（間伐を中心とした「緑の循環システム」の構築，平地林・里山林等の保全・整備，県民の参画による豊かな森林づくり等）
- 霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川の水質保全
（規制強化に伴う水質浄化のための取組，県民参加による水質浄化活動の促進等）

7 他県の状況

- 26県において導入済（実施済23県，条例制定済3県（平成20年度から実施））

森林湖沼環境税で取り組む施策

1. 森林の保全・整備

(単位：億円)

今後の方向性	施 策 例	概算経費 (5年間)
1 森林環境保全のための適正な森林整備の推進		
①公益的機能を持続的に発揮させていくための荒廃した森林の保全・整備の推進	○管理が放棄され荒廃した人工林について、緊急的な強度間伐の実施等 ○間伐に必要な路網（作業道）の整備	約 2 0
②平地林・里山林などの身近な緑の保全・整備の推進	○平地林・里山林等における，市町村・地域主体よる，地域の状況に応じた森林づくりへの支援	約 1 0
③森林づくり推進体制の整備	○森林づくりを効率的に行うための高性能機械の導入，補助作業員の養成等	約 2
2 いばらき木づかい運動の推進（県産材利活用の推進）		
○木材需要拡大のための県民が木に触れる機会の提供等	○公共施設等における県産材利用の拡大	約 4
3 県民協働による森林づくりの推進		
○県民の意識醸成の推進	○森林環境教育の推進等	約 4

計 約 4 0 億円
年平均事業費 約 8 億円

2. 霞ヶ浦等湖沼・河川の水質保全

(単位：億円)

今後の方向性	施 策 例	概算経費 (5年間)
1 霞ヶ浦等の水質浄化対策の推進（有機物や窒素・りんへの負荷削減）		
①「垂れ流しゼロ」を目指した生活排水対策等（点源対策）の徹底	○生活排水対策の充実 ・市町村設置型による高度処理型浄化槽の整備促進 ・単独処理浄化槽の撤去促進	約 2 0
	○工場・事業場対策の強化 ・工場，事業場に係る排水規制の強化・徹底 ・監視体制等の強化	
	○畜産業の汚濁負荷対策の強化 ・家畜排泄物の直接還元解消に向けた負荷削減施設の整備促進	
②流出水対策（面源対策）の充実	○農地からの流出水に対する新たな浄化対策の推進	約 1 8
	○市街地からの流出水に対する新たな浄化対策の推進	
2 県民参加による環境保全活動の推進（仕組みづくり・意識醸成）		
①市民活動の促進	○市民団体のネットワーク化（連携強化）支援，市民団体，自治会等の浄化実践活動への支援（助成，機材貸出，技術支援等）	約 2
②県民に対する意識啓発	○きめ細かい水質浄化に関する意識啓発活動（地区別・業種別の説明会，イベントの開催等） ○環境体験学習の拡充・強化	

計 約 4 0 億円
年平均事業費 約 8 億円

県民意見募集結果の概要

1 現状（9月4日から27日までの24日間）

(1) 提出件数 378件（個人 310件，法人・団体等 68件）

(2) 分類

- ・賛成 288件（76.2%）※賛成には条件付賛成の意見を含む。
- ・反対 90件（23.8%）

〔個人，法人・団体等別〕

- ①個人 310件 →
 - ・賛成 224件（72.3%）
 - ・反対 86件（27.7%）
- ②法人・団体等 68件 →
 - ・賛成 64件（94.1%）
 - ・反対 4件（5.9%）

(3) 提出者の主な傾向

①個人

性別	年齢	居住地域	意見提出方法
男性 79%	70代 10%	県北地域 40%	電子メール 14%
女性 20%	60代 18%	県央地域 22%	
不明 1%	50代 30%	鹿行地域 5%	郵送・FAX 86%
	40代 15%	県南地域 21%	
	30代 16%	県西地域 10%	
	20代 6%	不明 2%	
	不明 5%		

②法人・団体等

- ・所在地：県北29，県央23，鹿行4，県南8，県西4
- ・業種：森林関係団体42，林業法人14，建設法人1，
里山づくり団体4，環境団体3，経済団体2，その他2

2 意見内容（主なもの（いただいた意見の総数は，800件））

（肯定的意見）

- 環境を守るためという趣旨に賛同する。（68件）
- 森林の荒廃や霞ヶ浦などの水質汚濁は放置できない状況であり，今こそ県民全体で支えていく取組みが必要・急務である。（42件）
- 県民意識を高めていくために有効，自然環境を再認識する契機となる効果に期待。（17件）
- 県民に広く薄く負担を求める観点から県民税への上乘せは妥当。（21件）
- 妥当な金額である，この程度の金額はやむを得ない。（13件）

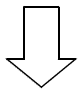
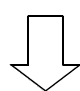
（否定的意見）

- 現在は税負担感が増している状況であることへの配慮が必要。（35件）
- 県民への説明が不十分。（28件）
- 歳出に無駄があり，まずは歳出削減を徹底させた上で対応すべき。（20件）
- 個人年間1，000円の負担は重い。（14件）

（その他）

- 収入額，使途その他の情報を公開し，県民への周知を図るべき。（20件）

新税で取り組む施策（森林の保全・整備）

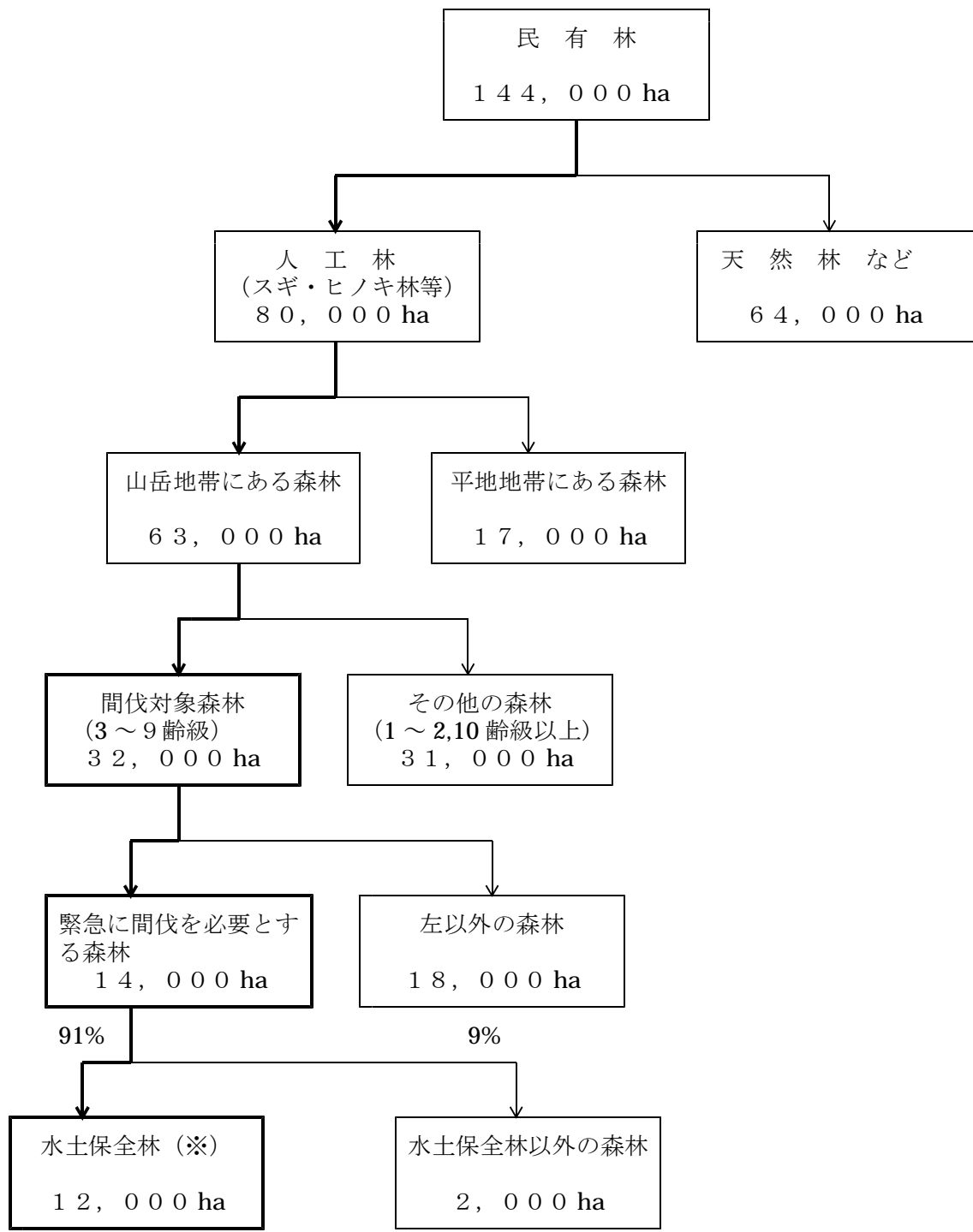
	これまでの取り組み	今後付加する取り組み（案）				
<p>荒廃した森林の保全・整備の推進</p>	<p>○良質な木材生産のための間伐 ※林業活性化に重点を置いた森林整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐率：20%程度 ・800ha／年 	<p>○公益的機能の維持・向上のための間伐 ※管理放棄され森林所有者の自主的な整備が困難な森林について公的関与による森林整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と森林所有者が協定締結 ・間伐推進員が森林所有者のとりまとめ、協定締結を仲介 ・間伐率：40%程度（強度間伐） ・5年間で6,000haを目標（1,200ha/年） <p>○間伐に必要な路網（作業道）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30,000m／年程度を目標 <div style="text-align: center;">  </div> <p>☆効果</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>炭素吸収量</td> <td style="text-align: right;">32,400炭素トン/5年累計</td> </tr> <tr> <td>公益的機能評価額</td> <td style="text-align: right;">約600億円/5年累計</td> </tr> </table>	炭素吸収量	32,400炭素トン/5年累計	公益的機能評価額	約600億円/5年累計
炭素吸収量	32,400炭素トン/5年累計					
公益的機能評価額	約600億円/5年累計					
<p>身近な緑の保全・整備の推進</p>	<p>○平地林における保全整備 ※市町村による森林保全を目的とした森林整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐、下刈、植栽 等 ・30ha／年程度 	<p>○平地林・里山林における森林づくりへの支援 ※市町村、県民等の地域主体による生活環境の向上や森林利用の促進などを目的とした地域の実情に応じた平地林・里山林の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間で2,250haを目標 (250ha～500ha／年) <p><新たに取り組む森づくりの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸部における松枯れ跡地の復旧 ・景勝地における森林整備 ・森林への竹林侵入防止対策 ・農地に隣接している森林の整備 ・その他地域住民の提案による身近な緑の整備（通学路、公共施設、住宅団地等周辺の森林の整備、都市部における緑の創出・保全など） <div style="text-align: center;">  </div> <p>☆効果</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>炭素吸収量</td> <td style="text-align: right;">4,375炭素トン/5年累計</td> </tr> <tr> <td>公益的機能評価額</td> <td style="text-align: right;">約210億円/5年累計</td> </tr> </table>	炭素吸収量	4,375炭素トン/5年累計	公益的機能評価額	約210億円/5年累計
炭素吸収量	4,375炭素トン/5年累計					
公益的機能評価額	約210億円/5年累計					
<p>森林づくり推進体制の整備</p>		<p>○森林づくりを効率的に行うための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高性能林業機械の導入 ・補助作業員の養成 				

	これまでの取り組み	今後付加する取り組み（案）
県民が木に触れる機会の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の木質化 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村施設における木質化（内装、小規模木造建築物） ・木製机・椅子の導入 ○新築木造住宅への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・柱材等の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民が木に触れる機会の増大 <ul style="list-style-type: none"> ・県の施設への県産材利用の推進 ・県産材利用のデザインコンペの実施や、NPO・市民グループ等の木づかいの取り組みに対する支援 ○新築木造住宅への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・柱材等の提供（量的拡充）
県民の意識醸成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学生を対象とした森林環境教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・緑の少年団の活動支援 支援団体数：129 団 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや大人対象とした森林環境教育、意識醸成への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境教育を進めるための指導者の養成やミニ学校林等の教育の場づくり ・実地で様々な体験活動が行えるような仕組みづくり ・環境・農業・畜産・水産・林業の各団体で組織されている「いばらき水と緑と土のネットワーク」を中心とした県民意識高揚の取り組み

※公的関与（新税）による間伐の基本的な考え方

- 森林の伐採作業（間伐木の選定、伐採、間伐木の整理）までを支援の対象とする。
ただし、県産材利用促進を図るため、利用できる間伐材については、森林所有者が搬出し、活用することとする。
- また、新税により間伐を行った森林については、その公益的機能が持続的に発揮されるよう、他県の例を参考に、市町村と森林所有者の間で森林保全協定を締結することを検討する。
（他県での例）
 - ・一定期間の皆伐禁止（10年間または20年間としている県が多い）
 - ・一定期間の転用の禁止，土地の形質変更の禁止（10年間程度） 等

新税による間伐事業の対象地（案）

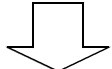
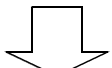


新税による間伐対象

(※) 水土保持林：水源かん養機能の高い森林又は山地災害防止機能の高い森林
山岳地帯にある森林のうち、91%が該当

新税で取り組む施策（霞ヶ浦等湖沼・河川の水質保全）

	これまでの取り組み	今後付加する取り組み（案）
<p>点源対策</p>	<p>①生活排水対策 ※浄化槽等によるし尿，生活雑排水処理</p> <p>○高度処理型浄化槽への転換促進 367基(H18実績) うち市町村設置型 30基</p> <p>○単独処理浄化槽の撤去促進 国庫補助金のみによる対応 実績0基(現時点)</p>	<p>※高度処理型浄化槽設置による生活排水適正処理(義務化)</p> <p>○県補助制度の拡充による高度処理型浄化槽への転換促進 5年間で4,000基を目標 (年平均800基) *対象：霞ヶ浦流域主体</p> <p>○県単独補助制度の導入による単独処理浄化槽の撤去促進 5年間で2,000基を目標 (年平均400基) *対象：全県</p> <p>○財政力指数による浄化槽補助金交付の制限を緩和 *対象：全県</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>☆効果(5年後の年間削減量) COD： 92 t 全窒素： 26 t 全りん： 1.8 t</p>
	<p>②工場・事業場対策 ※日平均排水量20m³以上に排水基準適用</p>	<p>※日平均排水量20m³未満に適用範囲拡大(10m³以上は罰則適用)</p> <p>○無利子融資制度による排水処理施設の設置促進 *対象：霞ヶ浦流域のみ</p> <p>○水質浄化対策相談指導員配置等による監視体制の強化 *対象：霞ヶ浦流域のみ</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>☆効果(5年後の年間削減量) COD： 24 t 全窒素： 11 t 全りん： 1.1 t</p>
	<p>③畜産(家畜排せつ物)対策 ※家畜ふん尿の農地還元を推進</p>	<p>※農地へのふん尿の直接還元の禁止，ふん尿の排出量及び処理方法の記録義務づけ</p> <p>○県補助制度の導入による汚濁負荷削減施設整備の促進 整備件数：65件 *対象：霞ヶ浦流域のみ</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>☆効果(5年後の年間削減量) COD： 2 t 全窒素： 61 t 全りん： 0.9 t</p>

	これまでの取り組み	今後付加する取り組み (案)
面源対策	①農地からの流出水対策 ※環境にやさしい農業の推進	※循環かんがい施設の整備等 ○湖岸沿いの水田・ハス田50箇所 その他，堤脚水路，沈殿池利用50箇所 (整備面積：約3,000ha)  *対象：霞ヶ浦流域のみ ☆効果(5年後の年間削減量) COD：45 t 全窒素：14 t 全りん：1.1 t
	②市街地からの流出水対策 ※道路・側溝の清掃等	○流出水対策地区等に市街地排水浄化施設を設置(2箇所程度)  *対象：霞ヶ浦流域のみ (流出水対策地区) ☆効果(5年後の年間削減量) COD：9 t 全窒素：15 t 全りん：0.4 t
広報・啓発活動	①市民団体への活動支援 ※活動拠点の提供，広報支援等	○市民団体のネットワーク化(連携強化)の促進 ・霞ヶ浦，涸沼などの湖沼や久慈川，那珂川，鬼怒川などの河川の水質保全を目指す協議会，市民団体(水質保全活動，里山保全活動等)等により構成する「いばらき水環境会議(仮称)」を設立し，フォーラムやシンポジウムを開催する。 ○市民団体等の浄化実践活動への支援 ・水質測定機材等の貸出，技術支援等 *対象：全県
	②意識啓発活動の実施 ※イベント開催，展示等	※霞ヶ浦をはじめとした県内の湖沼・河川等の水環境保全啓発活動の実施，きめ細かい意識啓発活動の展開 ○小中学生を対象とする体験学習の推進 ・全県の小中学生が一度は霞ヶ浦に触れられるよう，霞ヶ浦環境科学センターを拠点とし，水生植物帯保全や湖上観察などの体験学習などを実施する。 ○生活排水懇談会の開催 ・市町村と連携し，生活排水処理総合普及率の低い地区を重点対象として，公民館等において講座や懇談会を開催する。 *対象：全県

< 5年後の年間負荷削減量と水質改善効果 >

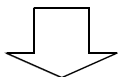
*新税事業による負荷削減量

COD : 172 t
全窒素 : 127 t
全りん : 5.3 t

(16,000人が排出する負荷量に相当)

(29,000人が排出する負荷量に相当)

(12,000人が排出する負荷量に相当)



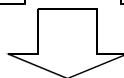
*新税事業による水質改善効果

COD : $\Delta 0.2$ mg/L
全窒素 : $\Delta 0.05$ mg/L
全りん : $\Delta 0.001$ mg/L

+

*既存事業による水質改善効果

COD : $\Delta 0.4$ mg/L
全窒素 : $\Delta 0.17$ mg/L
全りん : $\Delta 0.007$ mg/L



*5年後の水質

COD : 7.0 mg/L
全窒素 : 0.88 mg/L
全りん : 0.092 mg/L

1 高度処理型浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去促進(案)について

○ 県補助制度の拡充による高度処理型浄化槽への転換促進

	5年間	H20	H21	H22	H23	H24
目標基数	4,000	690	690	800	910	910

※ 年平均800基

○ 県単独補助制度の導入による単独処理浄化槽の撤去促進

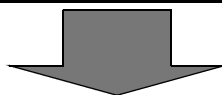
	5年間	H20	H21	H22	H23	H24
目標基数	2,000	300	300	450	450	500

※ 年平均400基

2 財政力指数による補助金の制限の緩和(案)について

現行制度では、下表のとおり財政力指数の高い市町村に対して補助額を制限している。この制限を緩和し、市町村を支援する。

財政力指数	1.00以上	0.75以上1.00未満	0.75未満
市町村数	8	10	26
市町村名	取手市, つくば市, 鹿嶋市, 守谷市, 神栖市, 東海村, 美浦村, 阿見町	水戸市, 日立市, 土浦市, 古河市, 龍ヶ崎市, 常総市, 牛久市, ひたちなか市, 大洗町, 五霞町	左欄以外
交付率 (現行)	<u>0</u>	<u>0.75</u>	1



交付率 (改正案)	<u>0.9</u>	<u>1</u>	1
--------------	------------	----------	---

浄化槽設置等に係る補助制度

(別図)

現行制度 (平成19年度)

○市町村設置型, NP型, 5人槽

市町村設置型 窒素及びりん除去型浄化槽 (NP型) 市町村実負担分 (322千円) の1/2 (161千円) を県補助

NP型 1,137千円		設置者自己負担 1/10	114
下水道事業債 (充当率85%)			
国庫補助金 1/3	17/30		
379	644		
交付税措置分 (50%)		市町村実負担分 (50%)	
322		県補助 161	市町村 161

自己	114	(千円)
国	379	
交付税	322	
県	161	
市町村	161	

○個人設置型, NP型, 5人槽

個人設置型 窒素及びりん除去型浄化槽 (NP型)

NP型 1,323千円		設置者自己負担 1/10	263
通常型分 888			
国	118		
県	118		
窒素及びりん除去分 (NP)		435	
国	58	県	58
市	118	市	58
設置者自己負担		261	
534		設置者自己負担	87
		県	87
		市	87

自己	621	(千円)
補助額	702	
(国)	176	
(県)	263	
(市町村)	263	

○個人設置型, N型, 5人槽

個人設置型 窒素除去型 (N型)

窒素除去型 (N型) 1,110千円		設置者自己負担	220
通常型 740			
国	98		
県	98		
窒素除去分 (N)		150	
国	50	県	50
市	98	市	50
設置者自己負担		446	
446		設置者自己負担	220

自己	666	(千円)
補助額	444	
(国)	148	
(県)	148	
(市町村)	148	

○参考 (個人設置型, 通常型, 5人槽)

個人設置型 通常型

通常型 740千円		設置者自己負担	446
294			
国	98		
県	98		
設置者自己負担		446	

自己	446	(千円)
補助額	294	
(国)	98	
(県)	98	
(市町村)	98	

○単独処理浄化槽撤去

湖沼水質保全特別措置法指定地域・水質汚濁防止法生活排水対策重点地域における撤去 (S62~H12年度までの間に設置されたもの、他に地形的要件あり)

撤去費用 90千円		設置者自己負担	90
国	1/3		
県	1/3		
市	1/3		
30	30	30	

補助額	90	(千円)
国	30	
県	30	
市	30	

今後の取組み (案)

○新規事業 (市町村設置型, NP型, 5人槽)

市町村設置型 窒素及びりん除去型浄化槽 (NP型) 市町村実負担分の9/10 (289千円) を県補助

NP型 1,137		設置者自己負担 1/10	114
下水道事業債 (充当率85%)			
国庫補助金 1/3	17/30		
379	644		
交付税措置分 (50%)		市町村実負担分 (50%)	
322		県補助 289	市 33

自己	114	(千円)
国	379	
交付税	322	
県	289	
市町村	33	

※ 県負担額を増額して、市町村実負担分 (322千円) の9/10 (289千円) を県が補助し、市町村の取組みを促進する。

○新規事業 (個人設置型, NP型, 5人槽)

個人設置型 窒素及びりん除去型浄化槽 (NP型) 設置者自己負担相当額のうち窒素及びりん除去分の10/10 (348千円) を県補助

NP型 1,322		設置者自己負担	348
通常型 740			
国	98		
県	98		
窒素及びりん除去分 (NP)		582	
国	78	県	78
市	98	市	78
設置者自己負担		446	
446		設置者自己負担	348

自己	446	(千円)
補助額	876	
(国)	176	
(県)	524	
(市町村)	176	

※ 県補助を増額して、設置者自己負担を通常型と同額 (446千円) とし、市町村負担を軽減することで高度処理型浄化槽の設置を促進する。

○新規事業 (個人設置型, N型, 5人槽)

個人設置型 窒素除去型 (N型) 設置者自己負担相当額のうち窒素除去分の10/10 (220千円) を県補助

窒素除去型 (N型) 1,110		設置者自己負担	220
通常型 740			
国	98		
県	98		
窒素除去分 (N)		150	
国	50	県	50
市	98	市	50
設置者自己負担		446	
446		設置者自己負担	220

自己	446	(千円)
補助額	664	
(国)	148	
(県)	368	
(市町村)	148	

※ 県補助を増額して、設置者自己負担を通常型と同額 (446千円) とし、高度処理型浄化槽の設置を促進する。

○参考 (個人設置型, 通常型, 5人槽)

個人設置型 通常型

通常型 740		設置者自己負担	446
294			
国	98		
県	98		
設置者自己負担		446	

自己	446	(千円)
補助額	294	
(国)	98	
(県)	98	
(市町村)	98	

※ 変更なし

○単独処理浄化槽撤去

撤去費用 90千円		設置者自己負担	90
国	1/3		
県	2/3		
30	60		

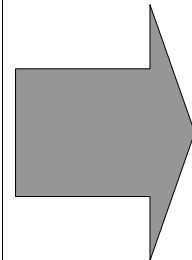
補助額	90	(千円)
国	30	
県	60	
市	0	

撤去費用 90千円		設置者自己負担	90
90			
国	0		
県	90		
90		市	0

補助額	90	(千円)
国	0	
県	90	
市	0	

※ 国の補助要件に当てはまらない場合は、県が90千円を負担

※ 県補助を増額して、市町村の負担をゼロとし (設置者自己負担もゼロ)、単独処理浄化槽の撤去を促進する。



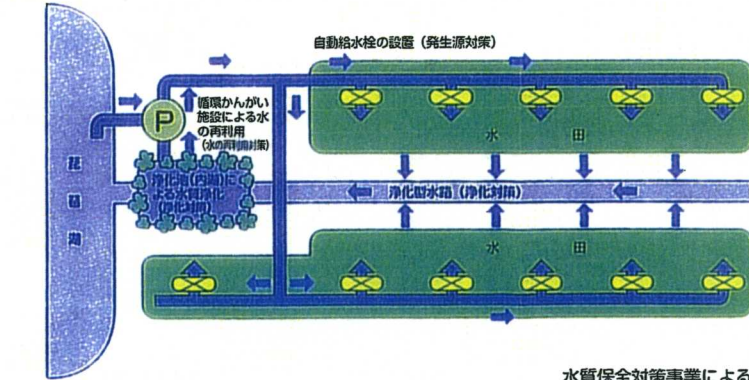
農地・市街地からの流出水に対する新たな浄化対策の推進

1 農地からの流出水に対する新たな浄化対策

○農業系，自然系の汚濁負荷削減のため，以下のような取組みを推進

- ・排水量の削減（発生源対策）
- ・循環かんがいによる霞ヶ浦等への汚濁負荷の流出防止
- ・浄化池，浄化型水路等を活用した負荷削減（浄化対策）等

<イメージ図（琵琶湖の例）>



水質保全対策事業による負荷削減効果

除去率 (%)		
COD	T-N	T-P
15~35	15~25	10~20

※過去の改善実証調査結果より



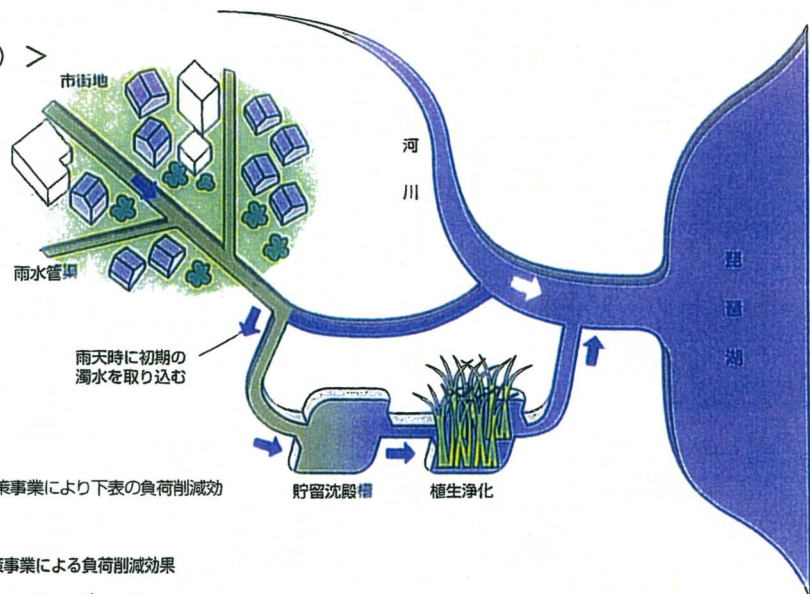
浄化池断面図

2 市街地からの流出水に対する新たな浄化対策

○降雨によって流出する市街地（市街地内の道路，屋根，公園等）からの汚濁負荷削減のため，以下のような取組みを推進

- ・既設雨水管きょの下流部における，初期雨水を貯める貯留槽，沈殿槽，植生浄化等の設置 等

<イメージ図（琵琶湖の例）>



市街地排水浄化対策事業により下表の負荷削減効果が期待できます。

市街地排水浄化対策事業による負荷削減効果

除去率 (%)		
COD	T-N	T-P
~50	~55	~70

※全国の調査結果及び文献より

参 考 資 料 編

○新税で付加する事業と効果（森林の保全・整備）

○新税で付加する事業と効果（霞ヶ浦等湖沼・河川の水質保全）

○他県の状況

○県民意見募集結果（主な意見と県の考え方）

新税で付加する事業と効果(森林の保全・整備)

(単位:百万円)

項 目		H19(歳出)一財	現在の主な事業
適 正 な 森 林 整 備	荒廃した森林の保全・整備 の推進	(133) 38	・良質な木材生産のための間伐 (造林事業などにより,年800ha程度)
	身近な緑の保全・整備 の推進	(14) 14	・市町村による平地林等の保全を目的とした森林整備 (年30ha程度)
	森林づくり推進体制の整備	(8) 0	・高性能林業機械の導入補助(国交付金事業のみ)
木 材 利 用	県民が木に触れる機会 の提供等	(15) 15	・市町村が実施する公共施設の木造化・木質化への 支援 ・新築木造住宅への支援(年45戸程度)
県 民 協 働	森林環境教育の推進等	(1) 1	・学校内等におけるミニ森林(子どもの森)の整備
合 計		(171) 68	

+

県事業費 (年平均額:一財)	新税で付加する事業(案)
405	・公益的機能の維持・向上のための間伐 (管理放棄され緊急に間伐を必要とする森林を 対象,年1,200ha)
200	・市町村、県民等の地域主体による,平地林・里山 林等の整備(年250~500ha)
40	・上記の間伐等を進めるための補助作業員の養 成,高性能林業機械の導入
85	・県施設への県産材利用推進など県民が木に触 れる機会の増大 ・新築木造住宅への支援の拡充 ※県産材利活用推進のため,質的・量的に拡充
70	・森林環境教育のための指導者の養成(人づくり) ・ミニ学校林等の教育の場づくり ・体験学習が行える仕組みづくり ・県民意識高揚の取組
800	



新税による事業の効果

○間伐実施等による二酸化炭素等の吸収
(地球温暖化防止への寄与)

5年間累計で,約37,000炭素トン増加

○自然災害防止や水源涵養などの公益的機能評価額

5年間累計で,約810億円増加

新税で付加する事業と効果(霞ヶ浦等湖沼・河川の水質保全)

(単位:百万円)

項目		H19(歳出)一財		現在の主な事業
点源対策	生活排水対策事業 (下水道, 農集排, 浄化槽等)	(4,566)	294	・下水道, 農業集落排水施設等整備 ・高度処理型浄化槽設置補助(H18実績:367基)
	工場・事業場対策	(728)	67	・工場・事業場への指導, 立入調査等
	畜産系対策	(223)	22	・たい肥化施設, 負荷軽減施設の整備補助
面源対策等	面源対策 (農地対策, 市街地対策)	(42)	42	・環境にやさしい農業の推進 (減肥, 減農薬など営農指導主体)
	水産系対策	(223)	74	・水生植生帯の整備, 外来魚駆除
	河川・湖沼対策	(2,752)	275	・底泥浚渫, 導水事業など
	自然環境保護	(65)	14	・自然公園整備, 流域の平地林整備等
広報啓発等	広報・啓発・浄化活動	(125)	101	・霞ヶ浦入門講座等 ・霞ヶ浦環境科学センター展示・運営 ・条例改正による規制強化に伴う広報・啓発活動
	水質浄化に関する調査研究	(351)	219	・霞ヶ浦環境科学センター等での調査研究
合計		(9,075)	1,108	

県事業費 (年平均額:一財)	新税で付加する事業(案)
295	・高度処理槽設置補助の拡充 (補助増額+基数増加, 年平均800基) ・単独処理槽撤去促進(年平均400基) など
53	・工場・事業場排水処理施設の整備促進 ・指導・立入検査等の監視体制の強化
52	・たい肥化・負荷軽減施設整備補助の拡充等 (国補上乗せ, 県単独補助制度創設等, 5年間で65施設)
360	・循環灌がい等による水田・ハス田からの負荷削減対策を推進 (整備目標面積:5年間で約3,000ha) ・市街地排水負荷削減施設の整備
40	・市民活動支援の拡充(機材貸出, 技術支援, ネットワーク化) ・小中学生対象の環境体験学習
800	

+

現在の事業を継続実施することによる水質改善効果

COD: Δ0.4 mg/L
全窒素: Δ0.17 mg/L
全りん: Δ0.007 mg/L

新税による事業の水質改善効果

COD: Δ0.2 mg/L
全窒素: Δ0.05 mg/L
全りん: Δ0.001 mg/L

5年後の水質

COD: 7.0 mg/L
全窒素: 0.88 mg/L
全りん: 0.092 mg/L

他県の状況(導入年度順)

平成19年12月1日現在

県名	状況	実施状況		名称	課税方式	税率		税収 (億円)	税収使途等	林野率	
		時期				個人	法人				順位
1	高知県	実施済み	平成15年度から (H20以後も継続予定)	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円	500円	1.4	森林環境保全	83.6	1
2	岡山県	実施済み	平成16年度から	おかやま森づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円	1.05倍	4.5	森林保全	68.9	21
3	鳥取県	実施済み	平成17年度から (H19.4定上程中)	森林環境保全税	県民税均等割超過課税	300円	1.03倍	0.86	森林の保全	73.5	13
4	島根県	実施済み	平成17年度から	水と緑の森づくり税	県民税均等割超過課税	500円	1.05倍	1.95	水と緑の森づくり	78.9	3
5	山口県	実施済み	平成17年度から	やまぐち森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円	1.05倍	3.8	森林整備	71.4	17
6	愛媛県	実施済み	平成17年度から	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円	1.05倍	3.16	森林環境保全	70.6	19
7	熊本県	実施済み	平成17年度から	水とみどりの森づくり税	県民税均等割超過課税	500円	1.05倍	4.2	森林整備	62.9	31
8	鹿児島県	実施済み	平成17年度から	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円	1.05倍	3.8	森林環境の保全	64.5	27
9	福島県	実施済み	平成18年度から	森林環境税	県民税均等割超過課税	1,000円	1.1倍	10	森林環境保全	68.5	22
10	兵庫県	実施済み	平成18年度から	県民緑税	県民税均等割超過課税	800円	1.1倍	21	都市緑化・森林整備	67.2	23
11	奈良県	実施済み	平成18年度から	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円	1.05倍	3	森林環境保全	77	5
12	大分県	実施済み	平成18年度から	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円	1.05倍	2.9	森林づくり	72.1	16
13	滋賀県	実施済み	平成18年度から	琵琶湖森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	800円	1.11倍	6	森林づくり	51.1	36
14	岩手県	実施済み	平成18年度から	いわての森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	1,000円	1.1倍	7.1	森林整備	75.7	8
15	静岡県	実施済み	平成18年度から	森林(もり)づくり県民税	県民税均等割超過課税	400円	1.05倍	8.4	荒廃した森林の再生	64	29
16	宮崎県	実施済み	平成18年度から	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円	1.05倍	2	森林づくり	76.3	7
17	神奈川県	実施済み	平成19年度から	水源環境保全税	個人県民税の均等割及び所得割超過課税	均等割 300円 所得割 0.025%	—	38	水源環境の保全・再生	39.3	42
18	和歌山県	実施済み	平成19年度から	紀の国森づくり税	県民税均等割超過課税	500円	1.05倍	2.6	森林整備	76.8	6
19	富山県	実施済み	平成19年度から	水と緑の森づくり税	県民税均等割超過課税	500円	1.05倍	3.3	森林づくり	56.4	34
20	山形県	実施済み	平成19年度から	やまがた緑環境税	県民税均等割超過課税	1,000円	1.1倍	6	森林保全	69.4	20
21	石川県	実施済み	平成19年度から	いしかわ森林環境税	県民税均等割超過課税	500円	1.05倍	3.6	森づくり	66.8	24
22	広島県	実施済み	平成19年度予定	ひろしまの森づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円	1.05倍	8	森林保全	73.4	14
23	長崎県	実施済み	平成19年度から	ながさき森林環境税	県民税均等割超過課税	500円	1.05倍	3.2	森林づくり	60.5	32
1	福岡県	条例制定	平成20年度から	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円	1.05倍	13	森林保全	44.9	40
2	栃木県	条例制定	平成20年度から	とちぎの元気な森づくり県民税	県民税均等割超過課税	700円	1.07倍	8	森林保全	53.8	35
3	秋田県	条例制定	平成20年度から	水と緑の森づくり税	県民税均等割超過課税	800円	1.08倍	5	森林保全	72.4	15

※ 合計26県(実施済み 23県、条例制定済み 3県)

※ 上記の内訳(森林保全を目的 24県、都市緑化と森林保全を目的 1県、水源環境の保全・再生を目的 1県)

※ 税収は、制度導入年度当初に公表されている額(平年度ベース)を記載している。

森林・湖沼環境税（仮称）についての主な意見と県の考え方

主な意見	県の考え方
【目的】	
○現在は税負担感が増している状況であることへの配慮が必要	○新たな税負担を求めるとした場合でも、担税力に対する配慮は必要と考えています。 ○県民税均等割には、担税力に配慮した非課税の制度が設けられており、超過課税を行った場合でも次の場合は非課税になります。 ①生活保護法の規定による生活扶助受給者 ②前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 ③前年の合計所得金額が住所地の市町村の条例で定める金額以下の者 ○なお、高齢者については、年齢だけを理由に非課税とする制度はありませんが、一定の所得金額以下（例：水戸市で65歳以上の夫婦世帯では年金収入202万9千円以下）の場合は非課税となります。
○県民への説明が不足している，説明責任を果たすべき	○本税制案については、今後、引き続き、各種広報媒体等を活用することはもとより、県や関係団体等が主催する各種会議やイベント等の場を活用して、できる限り多くの県民の皆様に分かりやすく説明を行い、幅広くご理解が得られるよう努めたいと考えています。
○既存の予算の範囲内で対応すべき，歳出削減など行革をさらに徹底すれば財源を確保できるのではないか	○本県の財政状況については、三位一体改革における地方交付税の一方的な削減などにより、極めて厳しい状況にあることから、「第4次行財政改革大綱」や「財政集中改革プラン」に基づき、徹底的な行財政改革に取り組んでいるところです。また、一般職員の給与カットも断行していますが、それでもなお、平成20年度においては、財政再建団体指定レベルの250億円の財源不足の状況にあります。 ○一方、本県の森林や霞ヶ浦等の現状を放置すれば、県民共有の財産である自然環境を健全な状態で次の世代に引き継いでいくことが大変困難になるとともに、県民生活にも重大な影響を与えかねないと考えています。 ○このため、これらの自然環境を保全するための施策を緊急かつ確実に推進することが求められており、そのためには新たな財源を確保していく必要がある状況です。
○寄付など他の財源確保策によるべきではないか（税を導入することにより寄付の意欲をそぐことにならないか）	○環境保全施策を推進するための新たな財源については、寄付金のほか、使用料・手数料や分担金等により負担を求める方法についても検討を進めてきたところです。 ○寄付金については、自発的に金銭を納めることにより、環境保全に対する意識が向上するというメリットがありますが、強制力がなく、収入源として不安定になります。また、財源の規模には一定の限界があるため、取り組む施策の対象が限定的にならざるを得ず、安定的な事業の財源確保の点で課題があります。 ○今回の税制案については、地域社会の費用を等しく負担する性格を有している県民税均等割の超過課税が、今回の目的や趣旨に最もあったものであると考えています。また、税を納めていただくことにより、自然環境の重要性を再認識していただくきっかけになるものと考えています。
○環境問題は国において取り組むべき事項ではないか（他県と協調して取り組むべきではないか）	○県民共有の財産である自然環境を健全な状態で次の世代に引き継いでいくためには、今、適切に対応を行う必要があり、国の施策を待つまでもなく、積極的に取り組みを進めていく必要があると考えています。

主な意見	県の考え方
【課税方式】	
○自然環境の恩恵を県民全体で享受していることは理解できない（地域的な偏りがあるのではないか）	<p>○本県の森林は、県北地域では、県全体の6割が分布し、人工林の割合が高く林業が盛んな地域です。その他の地域では、広葉樹による平地林が多く分布しています。</p> <p>○また、霞ヶ浦をはじめとする湖沼についても、その分布状況は地域的に差異はありますが、例えば、霞ヶ浦は、水道用水や工業・農業用水で、県央・鹿行・県南・県西地域の31市町村が関わりをもっています。</p> <p>○このように、森林と湖沼を合わせて考えると、県内全域が含まれる状況にあり、森林や湖沼・河川の公益的機能には、水源涵養のほか、地球温暖化防止や保健休養の機能など、広い範囲に恩恵を与えてくれているものも多く、県域全体でその恩恵を享受しているものと考えます。</p>
○森林の荒廃や水質汚染の原因者には応分の負担を求めるべき	<p>○近年、林業の採算性の悪化等により、森林の保全・整備を森林所有者や林業関係者だけに依存することは大変困難な状況となっているところではあります。</p> <p>○一方、森林は多様な公益的機能を有しており、その恩恵を全ての県民が日常生活の中で享受していることから、その保全・整備については、県民全てが支えていかなければならないと考えます。</p> <p>○また、霞ヶ浦については、県内全44市町村のうち31市町村が上水、工業用水、農業用水の供給を受け、県民生活や産業の基盤となっていることや、豊かな水産資源やレクリエーションの場としての機能も有していることから、県民共有の貴重な財産であると考えます。</p> <p>○霞ヶ浦の水質改善には、県民生活や産業活動における裾野の広い運動を展開し、社会全体で支えていく取組みを推進していくことが必要でありますので、霞ヶ浦の水質保全の費用については県民全体で負担することが適当であると考えます。</p>
○目的税方式で徴収すべき	<p>○法定外目的税は、受益者や原因者が特定でき、その程度が把握できる場合には、受益と負担の関係を明確にすることができるといって、有効な課税方式です。</p> <p>○しかし、自然環境の公益的機能は、非常に多岐にわたり、その機能ごとに、誰がどの程度の受益を享受し、また誰がどの程度原因者となっているのかを個別に特定するのは極めて困難です。また、納税者や課税庁の双方に、新たに納税や課税・徴収に関する事務負担が発生します。</p> <p>○自然環境の公益的機能は全ての県民が等しく享受していますので、地域社会の費用負担を等しく負担するという性格を持つ県民税均等割が、今回の目的や趣旨に最も適合します。また、県民税均等割の超過課税の場合は既存の制度を活用することから、仕組みが簡便であり徴税コストも安価ですみます。</p> <p>○このように税の目的や趣旨、徴税コストの観点からも、県民税均等割の超過課税が妥当であると考えます。</p>
○普通税として徴収することは、一般財源として目的外に使用される可能性があり、使途との関係が不明確になる	<p>○本税制案では、県民税均等割の超過課税方式を採用しているが、実質的には、森林や霞ヶ浦などの自然環境を早急に保全、整備するための財源として導入する目的税的なものであることから、その収入額及び充当事業の内容、充当額等を明らかにする必要がありますと考えています。</p> <p>○そこで、他の財源と区別し、税収と使途となる施策の関係を明確にするため、基金による管理を行うことなどについて検討いたします。</p>

主な意見	県の考え方
<p>【税 率】</p>	
<p>○妥当な金額である・この程度の金額はやむをえない</p> <p>○個人年間1,000円の負担は重すぎる</p> <p>○法人には更に多い額の負担を求めるべき、開発を進める企業は環境破壊の原因者であり開発面積等に応じ税率を高くすべき</p>	<p>○税率は、本県の自然環境の特徴、他県の事例、県民の負担感を考慮し設定しているものです。</p> <p>○その根拠としては、本県は、森林のほかにも湖沼や河川など、多様な自然環境を有していることから、森林保全施策のほか、湖沼や河川の水質浄化など、他県に比べて事業の範囲が広く、かつ、それぞれの施策において、一定の成果をあげるために必要な財源を確保することが求められることや、平成17年3月に実施した県民意識調査の結果によると、1,000円と回答した者の割合が最も多かった（個人の37.8%、法人の40.9%）ことを踏まえ、設定したものです。</p> <p>○なお、法人は、個人を年額1,000円とした場合に、本県の県民税における個人分と法人分との税収割合（3：1）から税率を算定しています。</p> <p>○また、自然環境の恩恵は、すべての県民の皆様が享受しているものであり、その受益の程度を個々に測定することは困難であるため、地域の会費的性格を有する県民税均等割に一定割合を上乗せする超過課税方式によることが妥当であると考えます。</p>
<p>○高所得者には応分の負担を求めるなど、税額に差を設けるべき</p>	<p>○森林や湖沼・河川の公益的機能による受益の程度は個々に判定することが困難です。</p> <p>○一方、これらの機能の恩恵は、すべての県民が等しく享受しているものと考えられるので、所得の多寡によるものではなく、地域社会の費用負担を等しく分任する性格を有する県民税均等割に一定割合を上乗せする超過課税方式によることが妥当であると考えます。</p>
<p>○個人は世帯ごとの負担とすべき</p>	<p>○自然環境の恩恵は、すべての県民が等しく享受しているとの考え方に立ち、県民の皆様幅広くご負担をいただけないかと考えているものであります。</p> <p>○新たな税負担を求めるとした場合でも、担税力に対する配慮は必要と考えております。</p> <p>○県民税均等割には、担税力に配慮した非課税の制度が設けられており、超過課税を行った場合でも次の場合は非課税になります。</p> <p>①生活保護法の規定による生活扶助受給者 ②前年の合計所得金額が125万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 ③前年の合計所得金額が住所地の市町村の条例で定める金額以下の者</p> <p>○なお、高齢者については、年齢だけを理由に非課税とする制度はありませんが、一定の所得金額以下（例：水戸市で65歳以上の夫婦世帯では年金収入202.9万円以下）の場合は非課税となります。</p> <p>○今後、県としての税制案の検討を進める際には、ご指摘のような県民への税負担感への配慮なども含め検討を深めたいと考えます。</p>
<p>【使 途】</p>	
<p>○環境保全に限定して活用し、他の使い方は厳に慎むべき</p>	<p>○本税制案では、県民税均等割の超過課税方式としていますが、実質的には、森林や霞ヶ浦などの自然環境を早急に保全、整備するための財源として導入する目的税であることから、その収入額及び充当事業の内容、充当額等を明らかにする必要があります。</p> <p>○なお、透明性を確保するため、基金の活用など他の財源と区別する方法について検討いたします。</p>

主な意見	県の考え方
<p>○自然環境が良くなるような取組みに期待する，効果が出るようにすべき</p> <p>○県民が自然環境にふれられるような取組みに充当すべき</p> <p>○子どもたちの意識醸成に資するような取組みに充当すべき</p> <p>○ボランティアの活動促進に資するような取組みに充当すべき</p>	<p>○税収の使途は，森林環境の保全と霞ヶ浦を中心とした水質保全という導入目的に沿った，緊急かつ効果的な事業を想定していますが，その事業の詳細については，今後，議会や県民などのご意見をいただきながら内容を詰めていきたいと考えています。</p> <p>○なお，研究会では，県環境審議会の議論，県林審議会の答申，茨城県森林・林業振興計画などを踏まえ，次のような基本的な方向に則した施策例により検討を行ったところです。</p> <p>（森林保全）</p> <p>①森林環境保全のための適正な森林整備の推進</p> <p>②いばらき木づかい運動の推進（県産材利活用の推進）</p> <p>③県民協働による森林づくりの推進</p> <p>（霞ヶ浦等湖沼・河川の水質保全）</p> <p>①霞ヶ浦等の水質浄化対策の推進（有機物や窒素・りんの負荷量の削減）</p> <p>②県民参加による環境保全活動の推進</p>
<p>○森林保全にのみ充当すべき，霞ヶ浦への充当は反対</p>	<p>○霞ヶ浦は，県内全44市町村のうち31市町村が上水道，工業用水，農業用水の供給を受け，県民生活や産業の基盤となっていることや，豊かな水産資源やレクリエーションの場としての機能も有していることなどを踏まえると，県民共有の貴重な財産であると考えます。</p> <p>○霞ヶ浦の水質改善には，県民生活や産業活動における裾野の広い運動を展開し，社会全体で支えていく取組みを推進していくことが必要ですので，森林保全と同様，県民の皆様全体で支えていく仕組みが必要であると考えます。</p>
<p>○充当する施策の内容を明らかにすべき，その施策によりどの程度効果が上がるのかを明らかにすべき</p>	<p>○現時点においては，これまでの取組みの実施状況や成果を検証したうえで，新たな税収により，今後，重点的かつ緊急に取り組まなければならない施策の基本的な方向を示している段階に止まっているところです。</p> <p>○個別具体的な事業の詳細については，今後，県民や市町村，関係団体等からのご意見を踏まえながら決定していく考えです。</p>
<p>○どのような取組みが必要であるから，この程度の財源が必要であるという説明が必要</p>	<p>○現時点においては，施策の基本的な方向を示している段階に止まっており，個別具体的な事業の詳細については，今後，県民や市町村，関係団体等からのご意見を踏まえながら決定していく考えです。</p> <p>○税率の設定にあたっては，必要な事業の規模のほか，県民の負担感にも配慮しながら，適切な水準となるよう検討していきます。</p>
<p>○この程度の取組みで環境が良くなるのか</p>	<p>○新税による事業は，自然環境の持つ公益的機能の維持・発揮を主眼として行う新たな切り口での取組みや，制度的或いは量的に拡充する取組みを想定しています。</p> <p>○なお，これらの取組みは，行財政改革（歳出の大幅な見直し・削減）の中，必要最低限の規模で実施している現在の取組みに加えて実施することを想定しています。</p>

主な意見	県の考え方
<p>○新税の収入額、徴収率、使途その他の情報を公開し、県民への周知を図るべき（透明性を確保すべき）</p> <p>○事業の効果を検証し、その結果を公表することが必要（第三者による評価機関が必要）</p>	<p>○本税制案は、普通税である県民税の均等割の超過課税によるものですので、税の考え方や目的が不明確になることが懸念されます。</p> <p>○そこで、適正な環境保全施策を着実に推進することに加え、本税制案を実質的に目的税的な取扱とするため、基金の活用など、他の財源と区別することを検討しています。</p> <p>○さらに、ホームページや各種広報媒体を活用しながら、税収や充当事業の内容などに関する情報についての広報に努めたいと考えています。</p>
<p>○個人の所有物である森林を税金で整備することに問題はないか</p>	<p>○近年、林業の採算性の悪化等により、森林の保全・整備を森林所有者や林業関係者だけに依存することは大変困難な状況となっているところです。</p> <p>○一方、森林は多様な公益的機能を有しており、その恩恵を全ての県民が日常生活の中で享受していることから、その保全・整備については、県民全てが支えていかなければならないと考えます。公共財である森林の公益的機能の発揮のためには、荒廃が進み公益的機能が十分に発揮されない森林を緊急的に整備するためには、税を充当することも妥当であると考えます。</p> <p>○なお、税を充当して整備した森林に対しては、森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう、一定期間の伐採制限や処分制限を設けるなどの措置を講じることにより、私権に一定の制限をかけることなども必要ではないかと考えています。</p>
<p>○汚濁負荷の原因究明が先であり、有効策が分からない段階で新たな財源を確保する必要があるのか</p> <p>○霞ヶ浦にはこれまで多額の税金を投入してきたが効果が上がっていない。これからわずかな額を投入しても効果が上がるのか</p>	<p>○これまでは、流域地域の住宅における浄化槽設置や一定排水量以上の工場・事業場への排出規制などの水質浄化対策（主に点源対策）を推進してきましたが、CODの経年変化を見ても、ここ数年横ばいが続いており、水質汚濁の進行は抑制されたが、目に見えるほどの大幅な水質改善には至っていない状況です。</p> <p>○その主な理由は、次のようなものであると考えています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①霞ヶ浦流域の家庭雑排水の下水道、農村集落排水、合併処理浄化槽等による処理率（生活排水処理総合普及率）が約67%程度にとどまっていること ②1日平均排水量が20m³以下の工場・事業所に対して規制の適用がなかったこと ③家畜排せつ物の過剰施肥が行われていること ④面源由来の汚濁負荷はその性質上発生源の特定が難しく対策の決め手を欠いていること <p>○そこで、今回これらの理由に対応する対策を緊急に進める必要があり、新たな財源を確保して、これまでの取組みに上積みした対策を推進していきたいと考えています。</p>